

政党支部のための令和6年分 支部政党交付金使途報告のしおり

東京都選挙管理委員会

はしがき

政党助成制度は、国が政党に対し政党交付金による助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発達の促進とその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としております。

この冊子は、政党交付金の使途報告について、制度のあらましや記載要領を中心に解説しています。政党の支部の会計責任者をはじめ使途報告に携わる方は、この冊子をご熟読のうえ、適正に報告していただきますようお願いいたします。

なお、政党助成制度については、このしおりの他に「政党助成制度のあらまし」を下記アドレスに掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seitoujoseihou/pdf/seitoujoseiseido.pdf

目 次

はしがき

1	使途報告制度のあらまし	
	(1) 制度概要と用語解説	2
	(2) 政党支部における政治資金収支報告書との違い	4
	(3) 使途報告のスケジュール等	6
	(4) 罰則	7
	(参考) 政党助成法のあらまし	8
2	提出書類等	
	(1) 会計帳簿	10
	(2) 支部報告書記載要領及び記載例	12
	(3) 領収書等添付書類	24
	(4) 政党の支部が解散した場合等の使途報告	29

1 使途報告制度のあらまし

(1) 制度概要と用語解説

1 使途報告の意義

国は、政党助成法（以下「法」という。）の定めるところにより、法人である政党に対して、政党交付金を交付しますが、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に際して条件を付したり使途について制限してはならないものとされています。

一方、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることから、政党はその責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないものとされています。

また、政党は、政党交付金に関する会計帳簿を備えるとともに、政党交付金を充てた使途等を広く国民の前に明らかにすることを義務づけられており、これにより政党交付金の使途の適否については国民の監視と批判をまつこととされています。

政党の支部についても、政党交付金を原資とした支部政党交付金を本部や他の支部から受けた場合には、本部と同様、支部政党交付金に関する会計帳簿を備え、この支部政党交付金の使途等について明らかにすることが義務づけられています。

2 使途報告が必要な支部

- ① 令和6年に支部政党交付金の支給を受けた支部
- ② 令和6年に支部政党交付金による支出をした支部
- ③ 令和5年12月31日現在において、支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部

なお、ここにいう「支部」とは、1以上の市町村、特別区、政令指定都市の区、総合区又は選挙区の区域を単位として設けられる支部です（法第14条第2項）。本しおりにおける「支部」とは、全てこの定義に基づく支部を指します。

また、政党要件を満たさなくなった政治団体の支部についても、①～③に該当する場合には、政党の支部と同様に使途報告が必要となります。

以下、本しおりにおいて、政党の支部が提出する
使途等報告書を「支部報告書」といいます。

3 用語解説

a) 支部政党交付金とは？（法第14条第2項）

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含みます。**支部から本部に対して支給する金銭等は、支部政党交付金に当たりません。**

なお、支部政党交付金の支給に当たっては、支給をする本部又は支部の会計責任者は、支給を受ける支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならないこととされています。

b) 支部政党交付金による支出とは？（法第14条第3項）

政党の支部のする支出のうち、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものをいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます。支部政党交付金の使途については特に制限されておりませんが、政党交付金の使途の公開を担保するという観点から、借入金の返済及び貸付金の貸付けについては、支部政党交付金による支出には含まれません。

c) 支部基金とは？（法第14条第2項）

政党支部において、特定の目的のために支部政党交付金を積み立てたものであり、これに係る果実を含みます。

なお、支部基金として積み立てていない支部政党交付金から果実が発生することがありますが、この場合の果実は、支部基金には含まれません（支部報告書に記載しないこと。）。

どちらの果実も、政治資金収支報告書においては、例えば「預金利子」等として報告することとなります。

(2) 政党支部における政治資金収支報告書との違い

※支部報告書に記載される収支は、支部政党交付金による収支以外の収支と合わせて、全て政治資金収支報告書に記載されることとなります。

支部報告書		政治資金収支報告書	
当該年に「支部政党交付金の支給を受けた支部」、「支部政党交付金による支出をした支部」又は「支部基金の残高がある支部」 ・・・(1)の2(2ページ)ページ参照	提出義務のある支部	国会議員関係政治団体とみなされる支部	その他の支部
支部政党交付金	収入	全収入	
支部政党交付金及び支部基金による支出	支出(※1)	全支出	
経常経費(人件費及び光熱水費を除く)及び政治活動費の全て 【一件5万円以上】	個別支出の記載	経常経費(人件費を除く)及び政治活動費の全て【一件1万円超】	政治活動費の全て【一件5万円以上】
上記一件5万円以上の支出にかかるもの	提出義務のある領収書	上記一件1万円超の支出にかかるもの(※2)	上記一件5万円以上の支出にかかるもの
「支部基金」の残高 (支部基金として積み立てず、残余が生じた場合には国への返還対象となる)	年末残高	「翌年への繰越額」 (支部基金の残高も含めた金額となる)	
領収書等の写し等(※3)、支部基金の残高証明等の写し、監査意見書、支部総括文書、宣誓書、支部報告書	添付書類	領収書等の写し等、政治資金監査報告書、宣誓書	領収書等の写し等、宣誓書
① 2月末日まで →【提出先】支部政党交付金を支給した本部又は支部 ② ①の提出日の翌日から7日以内 →【提出先】都道府県選挙管理委員会	提出期限 →提出先 (解散分を除く)	5月末日まで	3月末日まで
		→【提出先】都道府県選挙管理委員会 ※総務大臣届出団体については、都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣	

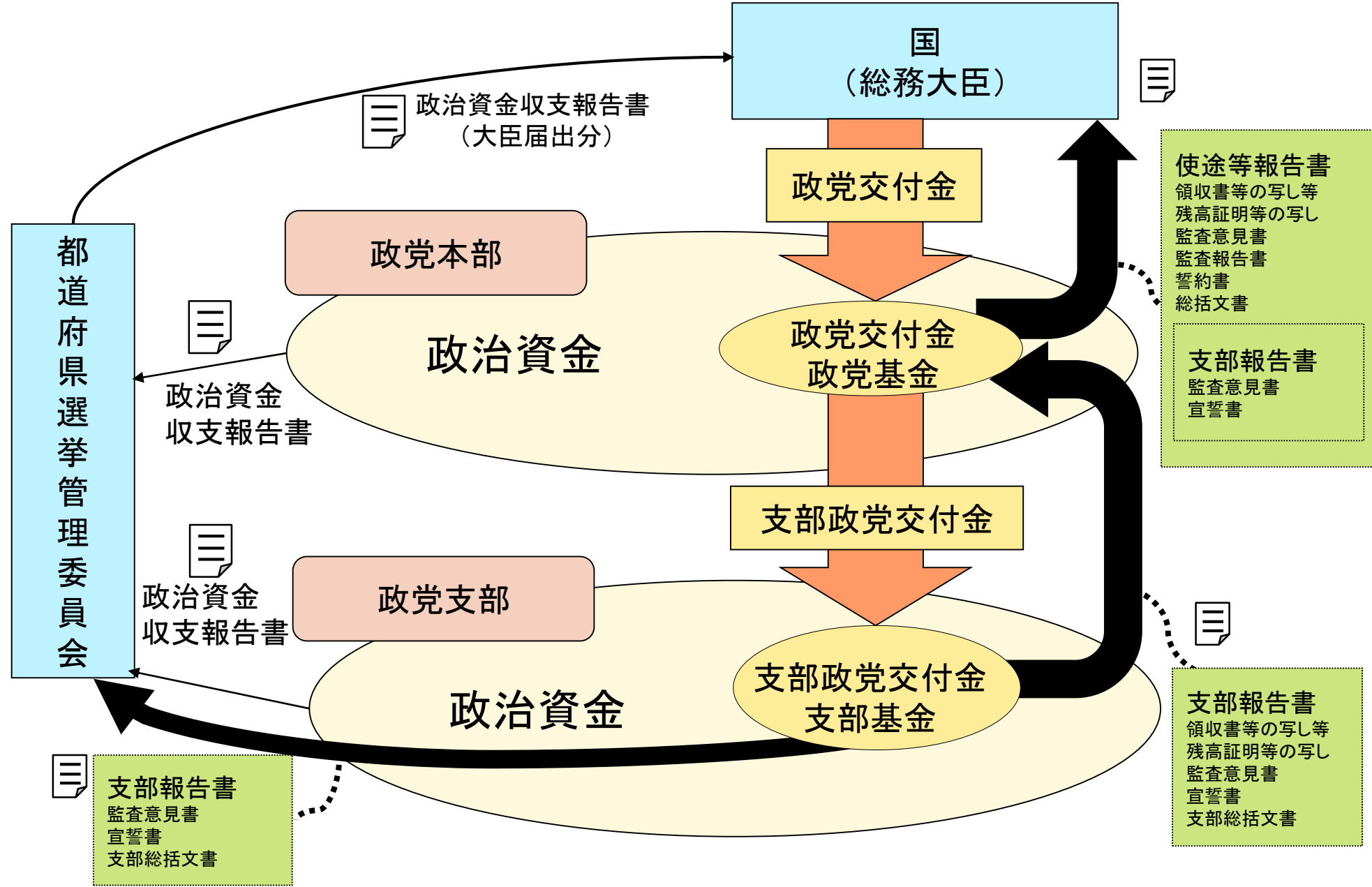
(※1) 政党助成法上、本部・支部間及び支部同士間の金銭等のやりとり(対価性のあるものも含む。)は、「支部政党交付金の支給」を除き、名目のいかなを問わず、支部政党交付金による支出には含まれず、支部報告書には記載できません。

なお、政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書にあっては、同法第18条第1項の規定により、政党の本部及び支部がそれぞれ一の政治団体とみなされるため、本部・支部間や支部同士間の金銭等のやりとりも支出に含まれ、政治資金収支報告書への記載が必要となります。

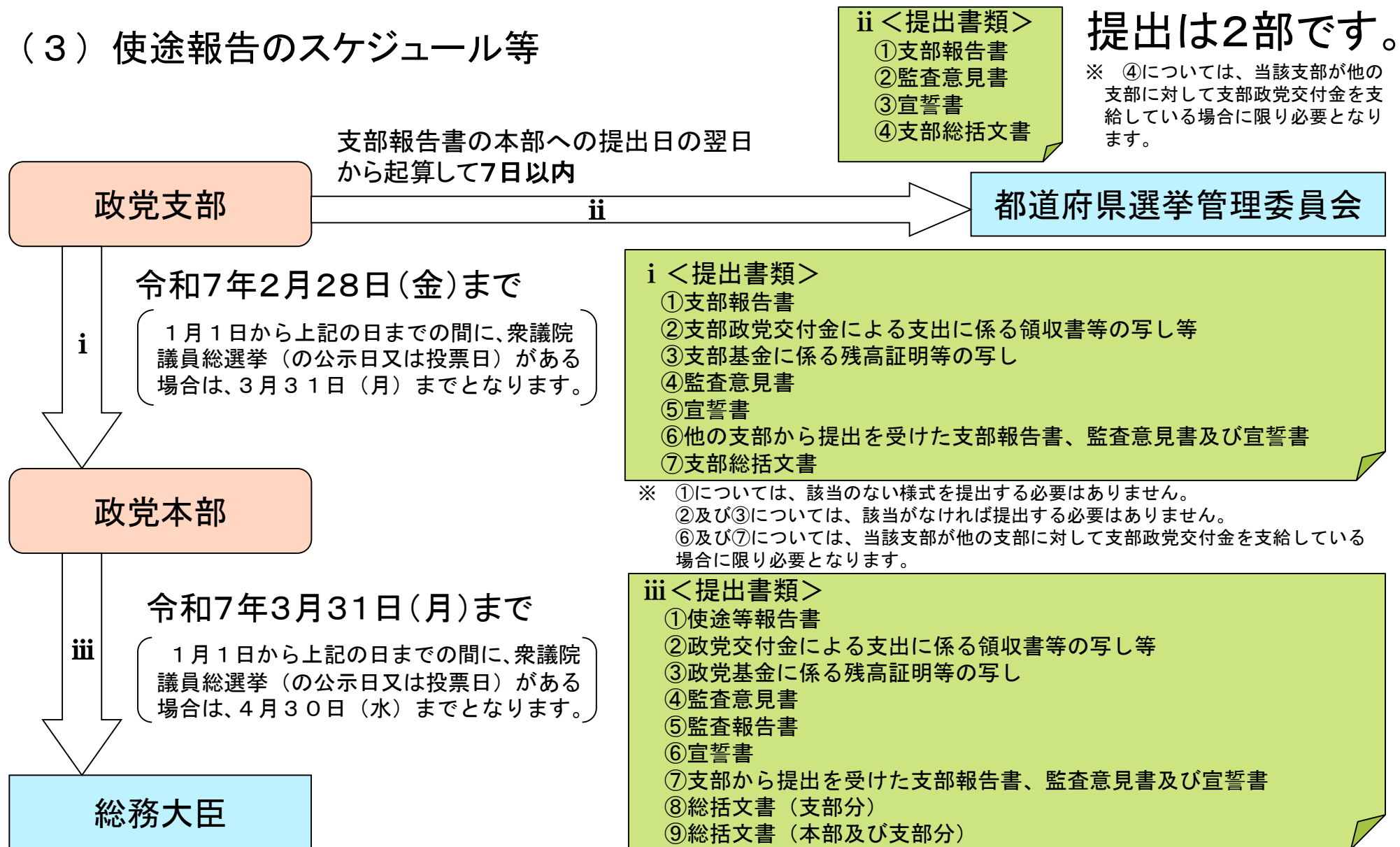
(※2) 国会議員関係政治団体とみなされる支部は、一件1万円以下の支出についても、徴収・保存が必要となります。

(※3) 領収書等の写し及び領収書等を徴し難かった場合の添付書類(詳細は24ページに記載)。

＜使途等報告書及び政治資金収支報告書の提出イメージ＞



(3) 使途報告のスケジュール等



※ 政党(支部)が解散した場合については、29ページを参照してください。

(4) 罰則

政党助成法では、違反行為については罰則が設けられています。主なものは次のとおりです。

○政党が偽りその他不正な行為により、政党交付金の交付を受けたとき

- 当該政党の役職員又は構成員として当該違反行為をした者に対しては、
- ・ 5年以下の懲役（※）若しくは250万円以下の罰金、又はこれを併科（法第43条）
 - ・ 当該政党に対しては250万円以下の罰金（法第48条第1項）

○使途等報告書（支部報告書）、領収書等の写し等、残高証明等の写し、監査意見書、監査報告書、総括文書（支部総括文書）の提出をしなかったとき

○使途等報告書（支部報告書）、総括文書（支部総括文書）に記載すべき事項の記載をしなかったとき

○使途等報告書（支部報告書）、領収書等の写し等、残高証明等の写し、総括文書（支部総括文書）に虚偽の記入をしたとき

- 5年以下の禁錮（※）若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科（法第44条第1項）

○この場合において、当該政党（支部）の代表者が当該政党（支部）の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったとき

- 50万円以下の罰金（法第44条第2項）

○会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載しなかったとき

○領収書等、残高証明等を徴さなかったとき

○会計帳簿、領収書等、残高証明等を保存しなかったとき

○支部政党交付金の支給の通知をしなかったとき

○会計帳簿、領収書等、残高証明等に虚偽の記入をしたとき

○虚偽の支部政党交付金の支給の通知をしたとき

- 3年以下の禁錮（※）若しくは50万円以下の罰金、又はこれを併科（法第45条）

○監査意見書、監査報告書に虚偽の記載をしたとき

- 30万円以下の罰金（法第46条）

※令和7年6月1日に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行により、「懲役」及び「禁錮」については「拘禁刑」に改められます。

(参考) 政党助成法のあらまし

国は、政党に対して政党交付金を交付します。

- 毎年の政党交付金の総額は、人口（直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数）に 2 5 0 円を乗じて得た額を基準として予算で定められます。
（令和 6 年の予算総額は、約 3 1 5 億円）
- 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとされています。
- 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないとされています。

政党交付金の交付の対象となる政党は、次のいずれかに該当する政治団体とされています。

- ① 国会議員を 5 人以上有するもの
- ② 国会議員を有し、かつ、次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が 2 % 以上であるもの
 - ◇ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙
 - ◇ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙
 - ◇ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙
 - ◇ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙

政党交付金は、総額の 2 分の 1 を所属国会議員数（議員数割）により、残りの 2 分の 1 を国政選挙の得票総数（得票数割）によって配分します。

- 政党交付金の交付を受けようとする政党は、毎年原則として 1 月 1 日を基準日として、綱領・党則等、所属国会議員名、国政選挙の得票総数等を届け出なければならないものとされています。
- 年の途中で総選挙又は通常選挙が行われた場合には、選挙後の政党の届出に基づいて再算定します（1 2 月に選挙が行われた場合は、再算定を行いません。）。

2 提出書類等

【参考情報】

総務省のホームページにおいて、会計帳簿と連動して自動的に使途等報告書を作成できるソフトを以下からダウンロードできます。

（使途等報告書等の作成ソフトのダウンロード）

<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101>

また、政党助成に関する以下の情報を閲覧できます。

（過去に提出された使途等報告書）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html

（政党助成制度や報道発表資料）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo02.html

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/data_seitou/index.html

(1) 会計帳簿

政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法第9条に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金の収支に係る会計帳簿を備え、支部政党交付金による収支等について記載するものとされています。

上記の義務が課されるのは、その年において、支部政党交付金の支給を受け、もしくは支部政党交付金による支出をしたもの又は支部基金の残高を有するものの会計責任者に限られています。したがって、**その年に支部政党交付金の支給を受けていなくとも支部基金の残高がある限りは、会計帳簿を備え記帳をしなければなりません。**

また、政党の支部の会計責任者は、会計帳簿を、**官報により支部報告書の要旨が公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならないこととされています。**

※ 様式は、スペースの関係上、順序が右上からになっていますので、ご注意ください。

3 政党基金（支部基金）簿

政党基金（支部基金）の名称			
前年末の残高①		目 的	
積 立 て		取 崩 し	
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
小 計 ②			
果 実			
年 月 日	金 額		
小 計 ③			
合計(②+③)④		合 計 ⑤	
本年末の残高 (①+④-⑤)⑥			
増減額 ⑥-①			

第7号様式（第9条関係）

1 政党交付金（支部政党交付金）収入簿

交 付 を し た 者	金 額	年 月 日
収 入 の 総 額		

2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿

支出の目的		金額	政党交付金(支部政党交付金) 充当額	政党基金 (支部基金) 充当額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所
項目	摘要						
1 支部政党交付金	1 何々 2 何々 総 計						
2 経常経費							
(1) 人件費	1 何々 2 何々 合 計						
(2) 光熱水費	1 何々 2 何々 合 計						
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 合 計						
(4) 事務所費	1 何々 2 何々 合 計 総 計						
3 政治活動費							
(1) 組織活動費	1 何々 2 何々 合 計						
(2) 選挙関係費	1 何々 2 何々 合 計						
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費							
ア 機関紙誌の発行 事業費	1 何々 2 何々 小 計						
イ 宣伝事業費	1 何々 2 何々 小 計						
ウ 政治資金パー ティー開催事業費	1 何々 2 何々 小 計						
エ その他の事業費	1 何々 2 何々 小 計 合 計						
(4)調査研究費	1 何々 2 何々 合 計						
(5)寄附金	1 何々 2 何々 合 計						
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 合 計 総 計						
支出の総額							

(記載要領)

- 1 政党交付金（支部政党交付金）収入簿
- (1) 収入簿には、政党交付金（支部政党交付金）のすべての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。

(2) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(3) 上記に掲げる事項以外の事項で、会計責任者において必要と認めるものは、適宜記載することができるものであること。
- 2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿
- (1) 支出簿には、この様式の定める区分に従い、すべての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

(2) 支出とは、法第14条第1項（第3項）に規定する政党交付金（支部政党交付金）による支出をいう。

(3) すべての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4) すべての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあつては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあつては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。

(5) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(6) 支部政党交付金については、法第14条第2項に規定する支部政党交付金の支給について記載するものとし、支給の目的、金額とその内訳、支給年月日、支給を受けた支部名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

(7) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

ア 人件費

政党の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費

事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (8) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費

当該政党の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行
その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の事業費

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附金

政治活動に関する寄附、賛助金、負担金の類をいう。

カ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(9) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 政党基金（支部基金）簿

(1) 政党基金（支部基金）簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

(2) 「政党基金（支部基金）の名称」欄には、当該基金の名称を、例えば、「選挙対策基金」というように記載し、「目的」欄には、基金の目的について、具体的に記載すること。基金が複数のときは、別業とすること。

- 11 -

(2) 支部報告書記載要領及び記載例

【第8号様式(その1)】について

(その1)

使 途 等 報 告 書

(ふりがな) こうおつとうまるまるしぶ

1 政党(支部)の名称 甲乙党〇〇支部

2 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

3 代表者の氏名 甲 山 四 郎

4 会計責任者の氏名 乙 山 五 郎

区分

☐ 政 党

☒ 政党の支部

令和 〇〇 年分

すべての事務担当者の氏名

丙 山 六 郎

(電話) (〇〇〇)△△△-××××

報告書は原本がそのまま閲覧に供され、また、その内容は官報により公表されますので、誤字脱字に注意し、丁寧に記載してください。

ふりがなを付すこと。

報告対象となる「年」を記入。

「区分」欄は、政党の支部の「☒」内にチェックします。

「政党(支部)の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」欄は、本部が総務大臣に届け出た政党届(政党の組織等に関する届出(第1号様式))中の名称等(名称等の変更があった場合は変更後の名称等)を記載します。

会計責任者に事故があるときなどは、「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者の職務代行者の氏名を記載します。

「政党(支部)の名称」、「会計責任者の氏名」は、様式(その7)宣誓書の名称・氏名と一致するものです。また、「政党(支部)の名称」は、監査意見書の「政党(支部)の名称」とも一致するものです。

「すべての事務担当者の氏名」欄は、当該支部報告書を作成した者の氏名を記載し、「電話」欄には、事務担当者に直接連絡がとれる電話番号を記載します。

Check !

- ・「区分」欄のチェック漏れ、チェック誤りがないか。
- ・「支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者」、「会計責任者」の氏名が、(本部が提出する)政党届の支部一覧の記載と一致しているか(異動している場合、本部は異動届の提出が必要です)。
- ・「政党(支部)の名称」、「会計責任者の氏名」が(その7)宣誓書の記載と、「政党(支部)の名称」が監査意見書の記載と一致しているか。
- ・「政党(支部)の名称」の字体の新旧、算用数字・漢数字が統一されているか。

【第8号様式(その2)】について

(その2)収支の状況

1 収支の総括表

政党交付金(支部政党交付金)の総額	①	30,000,000
前年末政党基金(支部基金)残高	②	15,100,000
政党交付金(支部政党交付金)による支出総額(④+⑤)	③	28,742,000
政党交付金(支部政党交付金)支出充当額総額	④	26,942,000
政党基金(支部基金)支出充当額総額	⑤	1,800,000
政党基金(支部基金)の積立に充てるために取り崩した政党基金(支部基金)の額	⑥	0
政党基金(支部基金)積立総額(果実を含む。)	⑦	3,059,000
政党基金(支部基金)の運用により収受した果実の総額		1,000
本年末等政党基金(支部基金)残高(②-⑤-⑥+⑦)	⑧	16,359,000
(備考)	①-③+②-⑧	▲ 1,000

この欄の額は一致します。

2 政党交付金(支部政党交付金)の内訳

交付をした者	年 月 日	額
甲乙党本部	令和6年〇月〇日	10,000,000
〃	令和6年〇月〇日	20,000,000
合 計		30,000,000

- ①欄は、1年間に交付を受けた支部政党交付金の総額を記載します。
- ②欄は、前年分「使途等報告書(その6)4 政党基金(支部基金)の内訳」中の「本年末等の残高」欄に記載されている金額と同額になります。なお、基金が複数あるときは、その合計額となります。
- ④欄は、(その3)中の「政党交付金(支部政党交付金)充当額」の「合計」欄の金額を転記します。
- ⑤欄は、(その3)中の「政党基金(支部基金)充当額」の「合計」欄の金額を転記します。
- ⑥欄は、複数の基金があるとき、A基金を取り崩してB基金に積み立てたというような場合に、その金額を記載します。
- ⑦欄は、(その6)中の「合計(②+③)④」欄に記載されている金額を転記します。なお、支部基金が複数あるときは、その合計額となります。
- 「政党基金(支部基金)の運用により収受した果実の総額」欄は、(その6)中の「小計③」欄の金額を転記します。なお、基金が複数あるときは、その合計額となります。
- (備考)欄にプラスの数字が入る場合には残余が生じていることとなるため、返還の対象となります。なお、支部解散の場合は、マイナスの数字が入っていても、⑧欄の基金残高に金額が残っていれば、返還の対象となります。
- 「政党交付金(支部政党交付金)の内訳」は、会計帳簿の政党交付金収入簿(支部政党交付金収入簿)に基づいて作成するものであり、その内容は連動するものです。

「交付した者」欄は、「〇〇党本部(全国連合)」又は「〇〇党〇〇支部」等と具体的に記載します。×「〇〇党」

Check !

・「1 収支の総括表」の各項目の欄に全て金額が記載されているか。(該当ない場合は「0」を記載。)

・「交付をした者」の欄に記載漏れがないか。(「〇〇党本部」、「〃」等の記載など。)

【第8号様式(その3)】について (～P15)

その年における全ての支部政党交付金による支出について、会計帳簿と同様に、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費及び政治活動費は次ページの【分類基準】のとおり分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し記載するものです。

人件費及び光熱水費を除く各支出項目については、様式(その4)により、それぞれの内訳を記載し、報告することになります。

(その3)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額 (単位：円)		備考
	政党交付金(支部政党交付金)充当額	政党基金(支部基金)充当額	
1 支部政党交付金	10,000,000	10,000,000	0
2 経常経費	5,520,000	5,520,000	0
(1) 人件費	5,520,000	5,520,000	0
(2) 光熱水費	874,000	874,000	0
(3) 備品・消耗品費	405,000	405,000	0
(4) 事務所費	1,890,000	1,890,000	0
小計	8,689,000	8,689,000	0
3 政治活動費	2,757,000	2,757,000	0
(1) 組織活動費	2,757,000	2,757,000	0
(2) 選挙関係費	1,000,000	0	1,000,000
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	6,167,000	5,367,000	800,000
ア 機関紙誌の発行事業費	1,800,000	1,800,000	0
イ 宣伝事業費	4,367,000	3,567,000	800,000
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	0
エ その他の事業費	0	0	0
(4) 調査研究費	29,000	29,000	0
(5) 寄附金	100,000	100,000	0
(6) その他の経費	0	0	0
小計	10,053,000	8,253,000	1,800,000
合計	28,742,000	26,942,000	1,800,000

人件費及び光熱水費の内訳の明細(その4)及び領収書等の写しの添付は不要です。

「小計」欄には、それぞれ経常経費又は政治活動費の計を記載します。
「合計」欄には、「1 支部政党交付金」、「2 経常経費」及び「3 政治活動費」の合計を記載するものであり、当該「合計」欄の金額は、様式(その2)の「政党交付金(支部政党交付金)による支出総額」欄の金額と一致します。

Check !

・各項目の数字が(その4)の各項目の合計額と一致しているか。(該当ない場合は「0」を記載。)

○ 支出項目の【分類基準】は、以下のとおりです。

1 支部政党交付金

政党の本部（支部）から支部に対して支給される金銭等で政党交付金（支部政党交付金）を充て又は政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものをいいます。

2 経常経費

(1) 人件費

政党（支部）の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。

(2) 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。

(3) 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。

(4) 事務所費

事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。

3 政治活動費

(1) 組織活動費

政党（支部）の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。

(2) 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。

イ 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。

ウ 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。

エ その他の事業費

上記のア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費をいいます。

(4) 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。

(5) 寄附金

政治活動に関する寄附、賛助金、負担金の類をいいます。

(6) その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。

【第8号様式(その4)】について (～P20)

様式（その３）（P14）に記載した支出金額のうち、支部政党交付金、経常経費のうち備品・消耗品費及び事務所費並びに政治活動費については、様式（その３）の支出項目を適宜さらに小分類し、様式（その４）に記載します。

《記載例》 ※各支出項目について共通

(その4)

(2) 支出の内訳表				項 目 別 区 分・備品・消耗品費(備品費)			
支出の目的	金 額 (単位：円)	政党交付金(支部政 党交付金)充当額	政 党 基 金 (支部基金)充当額	年 月 日	支出を受けた者の 氏名(団体にあって は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
テレビ	98,000	98,000	0	〇〇〇〇	〇〇電器販売(株)	〇〇市〇〇町1-2-1	
ロッカー	230,000	230,000	0	〇〇〇〇	〇〇事務販売(株)	東京都北区〇〇町5-1-2	
ワードプロセッサー	66,000	66,000	0	〇〇〇〇	〇〇電機(株)	札幌市北区北〇条西〇丁目 4-5	
この頁の小計	394,000	394,000	0				
その他の支出	4,000	4,000	0				
合 計	398,000	398,000	0				

「項目別区分」欄には、(その3)の支出項目及びさらに小分類した費目(括弧書き)を記載します。

例えば、「備品・消耗品費」に該当する支出について、備品に対する支出であれば、「備品・消耗品費(備品費)」と記載し、別に消耗品に対する支出があれば、別葉として「備品・消耗品費(消耗品費)」と記載します。

1件当たりの金額(支払いが数回にわたってされたときは、その合計額。以下同じ。)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額、その内訳として政党交付金(支部政党交付金)充当額又は政党基金(支部基金)充当額に分類した金額及び年月日を該当欄に記載します。

○住所が町村である場合
都道府県名から官報に掲載されますので、都道府県名から正確に記載します。

○東京都特別区又は指定都市の区の区域である場合
「区」において同一名称の区があることから、東京都又は指定都市名から記載します。

○同一名称の市が存在する場合
「北海道伊達市」及び「福島県伊達市」又は「東京都府中市」及び「広島県府中市」の場合、都道府県名から記載します。

1件当たりの金額が5万円以上である支出が多く、1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとに小計を「この頁の小計」欄に記載します。

「その他の支出」については、次により記載します。

○支出のうち、1件当たり5万円以上の支出の明細を記載した以外のものについては、「**その他の支出**」欄にまとめて、その合計金額のみを記載します。（一の項目別区分が2ページ以上にわたる場合には、当該項目別区分の一番最後のページに記載。）

○「その他の支出」がない場合は、「0」を記載します。

「合計」欄には、「この頁の小計」及び「その他の支出」の合計を記載し、一の項目別区分が2ページ以上にわたる場合には、一番最後のページにこれらの総額を記載します。

Check !

- ・「項目別区分」の記載漏れがないか。
- ・「住所」欄の都道府県名、市町村名の記載漏れがないか。
- ・「〃」の記載漏れがないか。
- ・支出がない「充当額」欄に「〇」の記載漏れがないか。
- ・記載内容は領収書と整合が取れているか。
- ・「その他の支出」欄の記載漏れがないか。（支出がなければ「〇」を記載。）

(その4)

(2) 支出の内訳表			項 目 別 区 分 機関紙誌の発行事業費(〇〇支部機関誌印刷費)				
支出の目的	金 額 (単位：円)	政党交付金(支部政	政 党 基 金	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
		党交付金) 充当額	(支部基金) 充当額				
印刷費	350,000	350,000	0	〇〇〇	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町2-1-1	
"	350,000	350,000	0	〇〇〇	"	"	
"	350,000	350,000	0	〇〇〇	"	"	
"	350,000	350,000	0	〇〇〇	"	"	
この頁の小計	1,400,000	1,400,000	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	1,400,000	1,400,000	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表			機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 (〇〇支部機関誌発送費)				
支出の目的	金 額 (単位：円)	政 党 交 付 金 (支部政	政 党 基 金	年 月 日	支出を受けた者の 氏名 (団体にあって は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
		党交付金) 充当額	(支部基金) 充当額				
発送費	100,000	100,000	0	〇〇〇	〇〇運輸	〇〇市〇〇町〇〇番地	
"	100,000	100,000	0	〇〇〇	"	"	
"	100,000	100,000	0	〇〇〇	"	"	
"	100,000	100,000	0	〇〇〇	"	"	
この頁の小計	400,000	400,000	0				
その他の支出	0	0	0				
合 計	400,000	400,000	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項 目 別 区 分 宣伝事業費(宣伝用自動車購入・維持費)			
支出の目的	金 額 (単位：円)	政党交付金(支部政	政 党 基 金	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
		党交付金) 充当額	(支部基金) 充当額				
ライトバン購入費	3,367,000	3,367,000	0	〇〇〇	〇〇自動車販売	〇〇市〇〇町4-4-6	

(その4)

(2) 支出の内訳表				項 目 別 区 分 宣伝事業費(ポスター作成費)			
支出の目的	金 額 (単位：円)	政党交付金（支部政	政 党 基 金	年 月 日	支出を受けた者の 氏名 (団体にあって は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
		党交付金) 充当額	(支部基金) 充当額				
ポスター作成費	1,000,000	200,000	800,000	〇〇〇	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町2-1-1	
この頁の小計	1,000,000	200,000	800,000				
その他の支出	0	0	0				
合 計	1,000,000	200,000	800,000				

【第8号様式(その5)】について

様式（その3）(P14)の「支部政党交付金」欄に記載した支部政党交付金の内訳について記載します。

様式（その5）には、支部政党交付金の支給ごとに、当該支部政党交付金の支給を受けた支部の名称、金額、年月日、支給の目的を該当欄に記載します。なお、様式（その4）(P16)と異なり、様式（その5）では全て（1円以上）の支部政党交付金の内訳を記載します。

(その5)

(3) 支部政党交付金の内訳				
支部の名称	金額 (単位:円)	年月日	支給の目的	備考
甲乙党A市支部	4,000,000	〇.〇.〇	組織対策費	
甲乙党B郡支部	6,000,000	〇.〇.〇	組織対策費	
この頁の小計	10,000,000			
合計	10,000,000			

「支給の目的」欄には支部政党交付金の支給の目的を記載してください。

1つの支部に対して支部政党交付金を数回にわたって支給した場合は、支部ごとに小計を記載してください。

支部政党交付金の支給が多く、1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、一番最後のページの「合計」欄に総額を記載します。

【第8号様式(その6)】について

様式(その2)(P13)「1 収支の総括表」中②、⑤、⑥～⑧欄に記載した支部基金の内訳について記載します。
支部基金が複数ある場合は、それぞれ別葉とします。

(その6)

4 政党基金(支部基金)の内訳

政党基金(支部基金)の名称						選挙対策基金					
前年末の残高①		15,100,000		目 的		衆議院選挙対策					
積 立 て						取 崩 し					
年 月 日	金 額		備 考		年 月 日	金 額		備 考			
〇.〇.〇	3,058,000		〇年分支部政党交付金からの積立て		〇.〇.〇	1,000,000		宣伝広報費への充当			
					〇.〇.〇	800,000		ポスター作成費への充当			
小 計 ②		3,058,000									
果 実											
年 月 日	金 額		備 考								
〇.〇.〇	500										
〇.〇.〇	500										
小 計 ③		1,000									
合計(②+③)④		3,059,000				合 計 ⑤		1,800,000			
本 年 末 等 の 残 高 (①+④-⑤)⑥		16,359,000									
増 減 額 ⑥-①		1,259,000									

「政党基金(支部基金)の名称」欄には、当該支部基金の名称を記載します。前年から支部基金が継続しているものについては、名称は原則として前年報告と一致します。

「目的」欄には、当該支部基金の目的を記載します。前年から支部基金が継続しているものについては、目的は原則として前年報告と一致します。

支部基金の積立て及び取崩しについては、かかる行為を行った日ごとに、年月日及び金額をそれぞれ該当する欄に、「備考」欄には、積立て又は取崩しの内容を具体的に記載します。

「果実」欄には、支部基金の運用により収受した果実の金額及び収受の年月日を記載します。
なお、支部政党交付金を支部基金として積み立てず、当該支部政党交付金から発生した果実については、ここでの果実には含まれないので、記載しないでください。

Check !

- 基金の名称・目的が前年分と一致しているか。(基金を複数設ける場合は、それぞれ別葉で作成する必要)
- 「前年末の残高①」と前年提出分報告書の「本年末等の残高(①+④-⑤)⑥」が一致しているか。
- 年月日、備考の記載漏れがないか。

【第8号様式(その7)】について

政党の支部の会計経理について全面的な責任を有している会計責任者が、当該支部の支部政党交付金の使途の報告について、真実に基づいて作成されている旨を誓う書面です。

(その7)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

① 領収書等及び残高証明等の写し等

② 監査意見書

3 監査報告書 (本部に限る。)

4 提出を受けた支部報告書 (宣誓書を含む。) 及び監査意見書

5 総括文書 (政党助成法第17条第2項第3号及び第4号) (本部に限る。) 又は支部総括文書 (同法第18条第2項第4号) (支部に限る。)

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

政党 (支部) の名称 甲乙党○○支部

会計責任者の氏名 乙山 五郎

※使途等報告書の作成ソフトを利用して作成する場合は、

確認

☐

にチェックを付けます。

宣誓書の「政党(支部)の名称」、「会計責任者の氏名」は様式(その1)P12の表題部に記載したものと一致します。事務担当者は会計責任者の補助として事務に従事した者に過ぎず、一般的に支部報告書について責任を負う者ではありませんので、対象になりません。

提出書類の真正性を確認するために、ご提出される方(会計責任者本人又は代理人)の本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。
なお、会計責任者本人の署名その他の措置(記名押印等)が講じられている場合は、この限りではありません。

提出する添付書類に○を付けます。
※使途等報告書の作成ソフトを利用して作成する場合は、提出する添付書類の左側のチェックボックスにチェックを付けます。

なお、「領収書等及び残高証明等の写し等」については、選挙管理委員会に提出する必要はないため、選挙管理委員会へ提出する宣誓書における添付書類欄では「1 領収書等及び残高証明等の写し等」への○は不要となります。

Check !

・支部名の記載誤り((その1)支部名との不一致)、記載漏れがないか。

・添付書類の算用数字を「○」で囲んでいるか。(チェックしているか。)

・宣誓書及び1以外の書類について、原本が提出されているか。(コピーの提出となっていないか。)

・日付が監査意見書の日付より前になっていないか。

また、解散分の場合、解散年月日より前になっていないか。

(3) 領収書等添付書類

Point: 5万円以上の支出についての証拠書類

1 領収書等の写し

政党の支部の会計責任者は、1件5万円以上の支部政党交付金による支出をしたときは、その事実を証すべき支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴さなければならないものとされ、当該領収書等を、官報により支部報告書の要旨が公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならないこととされています。

また、この領収書等のうち、人件費、光熱水費以外の経費に係るものの写しを、第8号様式（その3）(P14)の支出の項目別区分に従って分類、整理し、報告書に併せて、当該支部に支部政党交付金の支給をした本部又は支部に提出するものとされています。

なお、社会慣習その他の事情により領収書等を徴し難いときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し（※）」を提出することとなります。

2 領収書等を徴し難かった場合の添付書類

以下の①又は②を提出します。

①領収書等を徴し難かった支出の明細書

- 記載に当たっては、支出を、第8号様式（その3）(P14)の支出の項目別区分に従って分類整理し、「項目」欄に当該支出項目名を記載します。なお、「摘要」欄には、当該支出について第8号様式（その4）(P16～)の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば、「祝儀」というように具体的に記載します。

②振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し（※）

- 記載に当たっては、「項目」欄には第8号様式（その3）(P14)における当該支出項目名を記載します。なお、「摘要」欄には、当該支出について第8号様式（その4）(P16～)の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載します。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しを添付します。なお、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しのみ提出すれば足ります。

第9号様式

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
組織活動費	祝儀	50,000	〇.〇.〇	社会通念上領収書を徴し難いため

政党の名称 甲乙党〇〇支部
会計責任者の氏名 乙山 五郎

※提出書類の真正性の確認については、様式（その7）(P23)「宣誓書」と同様です。

第9号様式の2

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項 目	摘 要
組織活動費	会場借上費

政 党 の 名 称 甲乙党〇〇支部

当該支部の政治資金監査を行った登録政治資金監査人が政党助成法に基づく支部の
 使途等報告書に係る会計監査を行った場合の記載例

政党助成法第19条第5項に基づく監査 と記載。※

※支部規約等に定めた監査とは別に、政党助成法に基づく支部の使途等報告書に係る会計監査を登録政治資金監査人に委託して実施した場合には、**定期分については「政党助成法第19条第5項に基づく監査」、解散分については「政党助成法第29条第4項に基づく監査」と記載する。**

監査意見書	
	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
党則（規約等）第 ○ 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。	
記	
1 実施した監査の概要	
2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見	
3 その他の監査上の特記事項	
政党（支部）の名称	甲乙党○○支部
監査した者の職・氏名	税理士 岡山 六郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

党則（規約等）第〇条に基づく監査

記

[illegible][illegible]

甲乙党〇〇支部

税理士



[職の記載方法]

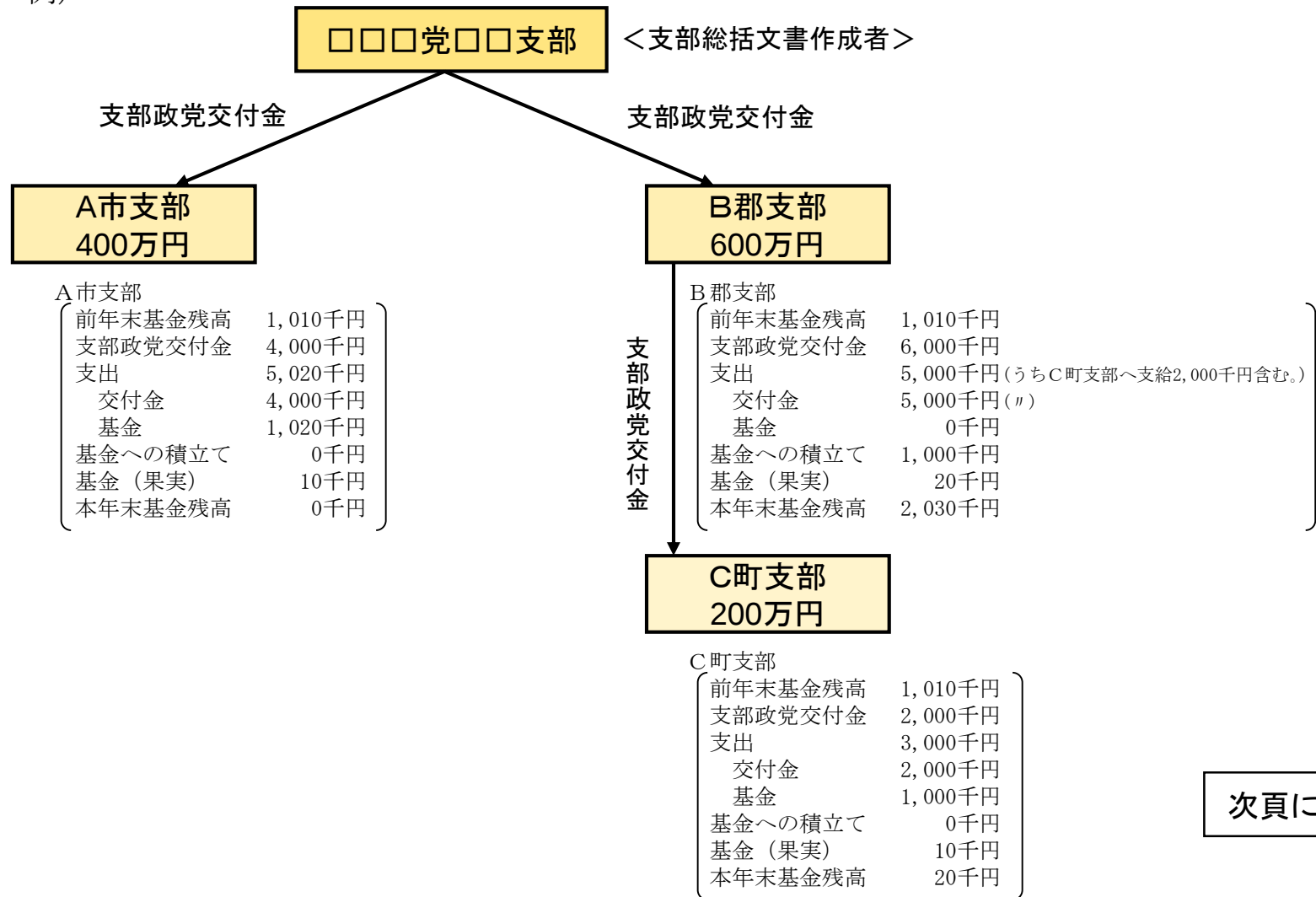
当該支部の政治資金監査を行った登録政治資金監査人は、当該支部の役職員に当たらない者であることが必要であるため、当該支部の「職」は有していないと考えられます。したがって、その場合は、監査した者の職業（弁護士、公認会計士又は税理士）を記載する取扱いとします。

【支部における総括文書の作成について】

政党の支部の会計責任者は、当該支部が支部政党交付金を直接に支給した他の支部から提出を受けた支部報告書と当該他の支部が更に別の支部に対して支部政党交付金を支給することに伴い提出を受けることとなった当該他の支部以外の支部の支部報告書の記載事項を集計した支部総括文書を提出するものとされています。

なお、支部総括文書には、当該年の途中で解散した支部については含めないものとされています。

(設 例)



次頁に記載例

【第12号様式】支部総括文書

(その1) 支部政党交付金による支出の内訳書

支部の名称 □□□党□□支部

(単位:円)

支部名			□□□ 党A市支部	□□□ 党B郡支部等	計 2 支部
項目					
経常経費	人件費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	光熱水費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	備品消耗費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	事務所費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	計 ①	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
政治活動費	組織活動費	支出	5,020,000	6,000,000	11,020,000
		交付金	4,000,000	5,000,000	9,000,000
		基金	1,020,000	1,000,000	2,020,000
	選挙関係費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	機関紙誌の発行その他の事業費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	機関紙誌の発行事業費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	宣事業務費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	政治資金パーティ開催事業費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	その他の事業費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	調査研究費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	寄附金	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
	その他の経費	支出	0	0	0
		交付金	0	0	0
		基金	0	0	0
小計 ① + ②	計 ②	支出	5,020,000	6,000,000	11,020,000
		交付金	4,000,000	5,000,000	9,000,000
		基金	1,020,000	1,000,000	2,020,000
	支部政党交付金 ④	支出	5,020,000	6,000,000	11,020,000
		交付金	4,000,000	5,000,000	9,000,000
		基金	1,020,000	1,000,000	2,020,000
	支部政党交付金 ④	支出	0	2,000,000	2,000,000
		交付金	0	2,000,000	2,000,000
		基金	0	0	0
	合計 ③ + ④	支出	5,020,000	8,000,000	13,020,000
		交付金	4,000,000	7,000,000	11,000,000
		基金	1,020,000	1,000,000	2,020,000

(その1)

- この表は、この表を作成する支部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該支部報告書を提出した支部の支部政党交付金による支出について記載すること。
- 1に掲げる支部報告書を提出した支部が、これと併せて支部総括文書を提出した場合には、当該支部から他の支部へ支給された支部政党交付金に係る支部政党交付金による支出の合計を加えた額により記載すること。この場合、「支部名」欄には、「甲支部等」というように記載すること。
- 「支出」欄には支部政党交付金による支出の額を、「交付金」欄にはこれに充てた支部政党交付金の額を、「基金」欄にはこれに充てた支部基金の取崩しの額を記載すること。
- 「計 支部」欄には「支部名」欄に記載した支部の数を記載すること。

(その2) 支部基金の内訳書

前年末

本年末等

支部の名称 □□□党□□支部

(単位:円)

支部名	令和△年12月31日 (前年末)現在 支部基金残高 ①	積立て ②	果実 ③	取崩し ④	令和○年12月31日 (本年末等)現在 支部基金残高 (①+②+③-④) ⑤	増減額 ⑤-①
□□□党A 市支部	1,010,000	0	10,000	1,020,000	0	-1,010,000
□□□党B 郡支部等	2,020,000	1,000,000	30,000	1,000,000	2,050,000	30,000
計	3,030,000	1,000,000	40,000	2,020,000	2,050,000	-980,000

(その2)

- この表は、この表を作成する支部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該支部の支部基金について記載すること。
- 1に掲げる支部報告書を提出した支部が、これと併せて支部総括文書を提出した場合には、当該支部から他の支部へ支給された支部政党交付金に係る支部基金の合計を加えた額により記載すること。この場合、「支部名」欄には、「甲支部等」というように記載すること。

(その3) 総括表

支部の名称 □□□党□□支部

(単位:円)

支部名	支部報告書 提出支部名	基金前年残高 ①	収入 ②	支出 ③	支部基金残高 (果実を含む) ④	うち本年中の果実	(①+②)-(③+④)
□□□ 党A市支部	A市支部	1,010,000	4,000,000	5,020,000	0	0	-10,000
□□□ 党B郡支部	B郡支部	1,010,000	6,000,000	5,000,000	2,030,000	20,000	-20,000
#	C町支部	1,010,000	2,000,000	3,000,000	20,000	10,000	-10,000
計		3,030,000	12,000,000	13,020,000	2,050,000	30,000	-40,000

(その3)

この表は、この表を作成する支部に対して直接又は間接に支部報告書を提出したすべての支部について、この表を作成する支部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該すべての支部の収支についてまとめて記載し、提出すること。この場合、「支部名」欄には、当該支部報告書を提出した支部の名称を記載し、「支部報告書提出支部名」欄には、当該支部又は当該支部報告書に添付された支部総括文書に記載された支部の名称を記載すること。

(4) 政党の支部が解散した場合等の使途報告

政党の支部が解散し、又は法第14条第2項の支部（2ページ参照）に該当しなくなった場合等は、当該支部の会計責任者であった者は、当該事実が生じた日の翌日から起算して**15日以内に**、下記の書類等を当該支部政党交付金を支給した本部の会計責任者（他の支部から当該支部政党交付金を支給された場合は本部及び当該他の支部の会計責任者）に提出するとともに、その提出日の翌日から起算して**7日以内に**、下記の書類等を当該支部の所在する都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならないこととされています。

その際、支部政党交付金の残余（支部基金の残余も含む。）がある場合は、法第33条第2項に規定されている返還命令の対象となります。

なお、支部の解散については、当該支部は政治資金規正法第17条第1項の規定により当該解散の日から30日以内に同法に基づく解散届と収支報告書の提出をする必要があります（国会議員関係政治団体とみなされる支部については解散の日から60日以内）が、これよりも早く使途報告の支部報告書の提出期限が到来することに注意してください。

1 本部への提出

提出書類 支部報告書（法29①）、領収書等の写し等、残高証明等の写し（解散日現在のもの）
（法29③）、監査意見書（法29④）、宣誓書（法35）

提出義務者 支部の会計責任者であった者（法29①）

提出期限 解散した日の翌日から15日以内（法29①、助成則32①）

2 都道府県選挙管理委員会への提出

提出書類 支部報告書（法29③）、監査意見書（法29④）、宣誓書（法35）

提出義務者 支部の会計責任者であった者（法29③④）

提出期限 本部に提出した日の翌日から7日以内（法29③）